

大阪市告示第1500号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年11月1日（金）	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年11月3日（日）から 同月4日（月）まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年11月5日（火）から 同月6日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年11月8日（金）	
	令和6年11月10日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年11月11日（月）から 同月13日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年11月15日（金）	
	令和6年11月17日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年11月18日（月）から 同月20日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年11月22日（金）	
	令和6年11月23日（土）から 同月24日（日）まで	午前9時から 午後7時30分まで

	令和 6 年11月25日（月）から 同月27日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時45分まで
	令和 6 年11月29日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）